

# 美容医療のトラブルに注意！！

夏に向けて、男女問わず美容医療を行う人が増えて行きます。

この時、広告のサービスとは別に高額な施術を契約させられるといった消費者トラブルが毎年多く発生している状況です。

注意しましょう！



## ☆ポイント☆

- **その場で契約・施術をしない**
- 広告には NG 表現がある
- **必ず** 施術前にリスクや副作用について確認
- 高額なローンを組んで契約しない
- 一人で決めない



2022年4月に【**18歳から大人**】として扱われます  
 契約に関して保護者の同意が不要となります  
 一度契約してしまうと**自己責任**となり、簡単に解約できなくなります。  
**1人で決めずに家族と話し合ってから契約を！！**

美容医療は、信頼のできる会社で納得のいく値段と方法での施術を受けましょう

もし、このような話によってしまい、不安を感じた場合や被害に遭ってしまった場合は、  
 福岡県警察本部・警察署 又は 警察相談電話 # 9 1 1 0  
 消費生活センター 又は 消費者ホットライン 1 8 8 番  
 にご相談ください

